

四万十市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成18年 3月24日
告示第17の2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十市補助金等交付規則(平成17年規則第35号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、四万十市浄化槽設置整備事業費補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内において当該事業に要する経費を補助することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図ることを目的とする。

(補助対象)

第3条 この補助金の交付対象となる浄化槽は、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業処理区域(その供用開始の時期がこの補助金交付申請日以後7年以上見込まれない区域を除く)を除く地域において、補助を受けようとする者(以下「補助対象者」という。)が自らの居住の用に供する住宅に設置しようとするものであって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽設置整備事業実施要綱(平成6年衛浄第65号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)に規定する浄化槽とする。
 - (2) 補助対象となる経費は、浄化槽(付帯設備を含む。)の設置及び配管(当該浄化槽への排水導入及び当該浄化槽からの処理水放流に係るものであって、敷地内のものに限る。)工事に要する費用(以下「本体設置費」という。)、既存単独処理浄化槽の撤去に要する費用(浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。以下「単独処分費」という。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としない。
- (1) 法に違反した行為があつて2年を経過しない者及び浄化槽の適正な維持管理が見込めない者が浄化槽を設置しようとするとき。
 - (2) 補助金の交付決定を待たずに工事に着手したとき。
 - (3) 処理対象人員が10人を超える浄化槽を設置しようとするとき。
 - (4) 店舗等の併用住宅で、住宅部分の床面積が全床面積の2分の1未満の住宅に浄化槽を設置しようとするとき。
 - (5) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置しようとするとき。
 - (6) 借用している住宅に当該借用人が浄化槽を設置しようとするとき。
 - (7) 工事が複数年度にわたるとき。
 - (8) 市長が定める期間内に浄化槽を適正な状態で稼動することが出来ないと認められるとき。
 - (9) 補助対象者が四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則(平成24年四万十市規則第7号)第2条第2項第5号に規定する排除対象者と認められるとき。
 - (10) 補助対象者が県税又は市税を滞納しているとき。

(11) 家屋の新築若しくは増築をする際に浄化槽を設置する者又は既設の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの
ア 他の市町村からの転入又は下水道等の集合処理施設に接続している家屋からの転居により家屋を新築する場合、子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合
イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合

(12) その他市長が不適切と判断するとき。

3 前項第4号に規定する「住宅部分の床面積が全床面積の2分の1未満の住宅」とは、下記によるものとする。

- (1) 建築基準法第6条第1項に規定する建築物の建築等に関する確認(以下「建築確認」という。)を受ける建築物に浄化槽を設置しようとするときは、建築確認を受けた申請書及び添付図書により算出した面積割合
- (2) 前号に規定する以外の建築物に浄化槽を設置しようとするときは、法第5条第1項による設置

等の届出の処理対象人員算定に用いた図書等により算出した面積割合

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額又は補助対象経費の額のいずれか少ないほうの額の合計額とする。

- (1) 本体設置費 300,000円
- (2) 単独処分費 90,000円

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項第3号に規定する補助金交付申請書は、様式第1号によるものとし、添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法に基づく設置の場合、審査期間を経過した浄化槽設置に関する概要書等及び建築確認通知書の写し。浄化槽法に基づく設置の場合、審査期間を経過した浄化槽設置届出書等の写し
- (2) 浄化槽工事費見積明細書
- (3) 設置場所の位置図及び浄化槽設置配管計画図(敷地及び住宅の間取り、浄化槽本体、流入管渠・放流管渠の配管及び弁の位置)
- (4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあっては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票C票
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく登録証
- (6) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (7) 浄化槽工事業の登録証又は特定工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し
- (8) 浄化槽法定検査申込書の写し
- (9) 県税及び市税の滞納がないことを証明する書類
- (10) 既存単独処理浄化槽の配置図、配管図及び現況写真(単独処分費の補助を受ける場合)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 規則第13条第1項に規定する補助事業等実績報告書は、様式第2号によるものとし、添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書、又は補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行なう場合は、自ら行なうことができることを証明する書類
- (2) 浄化槽工事費出来高明細書及び支払金額収書の写し
- (3) 当該工事を行った浄化槽設備士が自ら工事の確認を行ったことを証するチェックリスト
- (4) 浄化槽設置配管完了図(敷地及び住宅の間取り、浄化槽本体、流入管渠・放流管渠の配管及び弁の位置)
- (5) 別に定める仕様に基づいた浄化槽設置工事の各工程の写真(補助金交付決定番号及び撮影年月日を記載した黒板を同一画面内に写しこんだもの)
- (6) 生コンクリートの納品書の写し
- (7) 既存単独処理浄化槽の撤去工事の写真及び撤去した既存単独処理浄化槽の産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し(単独処分費の補助を受ける場合)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(加算金及び延滞金)

第7条 補助対象者は、規則第18条前段の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じられた補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき14.6%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てられたものとする。

3 補助対象者は補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年14.6%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 第1項及び前項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当りの場合は、閏年の日を含む期間についても365日当りの割合とする。

5 市長は、特にやむを得ない事由があると認められるときは、第1項の規定による加算金又は第3項の規定による延滞金について異なる割合を定めることができる。

(書類の保存)

第8条 補助対象者は、当該補助事業に係る帳簿及び関係書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(現場確認等)

第9条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

2 補助対象者、当該工事を担当する浄化槽設備士等及び市長から要請があった者は、前項の現場確認に立ち会わなければならない。

3 市長は、補助事業の適正な実施の観点から、補助対象者及び当該浄化槽設置工事の関係業者に対し、補助事業又は当該浄化槽の状況について改善、報告等を求めることができる。

(譲渡等の届出)

第10条 補助対象者は、当該補助事業の属する年度に7年を加えた年度の末までに補助対象浄化槽を廃止しようとするときは、規則第19条の規定に準じ承認を受けなければならない。

(その他)

第11条 市長は、補助金の交付目的を達成するため、浄化槽設置後の保守点検及び清掃並びに法定水質検査の状況等について、補助対象者から報告を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (平成18年3月24日)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(西土佐地域に係る特例)

2 第4条の規定にかかわらず、平成18年度に限り、西土佐地域における補助金額は下記の表のとおりとする。ただし、補助対象経費が補助金額に満たないときは、その額とする。

人 槽	補助金額
(1) 5人槽	342,000円
(2) 6～10人槽	411,000円

3 前項の場合、店舗等の併用住宅にあつては、第3条第2項第4号の規定にかかわらず住宅部分の面積をもって算出した人槽区分によるものとする。

(中村市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱の廃止)

4 中村市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成13年中村市告示第48-2号)は、廃止する。

(西土佐村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の廃止)

5 西土佐村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(昭和63年7月1日制定)は、廃止する。

6 前2項の規定により廃止されることとなる中村市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱又は西土佐村合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定による補助金の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成18年5月10日)

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年9月11日)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月24日)

この告示は、平成25年1月24日から施行する。

附 則 (平成30年4月26日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）
この告示は、公布の日から施行する。